

武蔵村山市 次世代育成支援行動計画

- みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市 -



平成 17 年 3 月
武 蔵 村 山 市

目次

計画の性格	1
計画の期間	1
基本理念と基本目標	1
施策の体系	2
施策の方向の事業一覧	3
・基本目標1 子育て家庭の支援	7
・基本目標2 母子の健康の確保と増進	7
・基本目標3 教育環境の整備	7
・基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	8
・基本目標5 支援が必要な子どもと家庭への取組みを推進	8
特定目標事業量	9
計画の推進体制	10

はじめに

近年、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化し、同時に著しい少子化が進行しています。国においては、急速な少子化の進行は社会経済全体に影響を与えるものであることから、家庭における子育てを支援することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定されました。

武蔵村山市では、子どもたちこそが「次代を担う宝」として、狭山丘陵の自然に恵まれた環境の中で、明るく健やかに成長することを願い、家族はもとより行政や地域社会が一体となった子育てを支援する「家族ぐるみ 地域ぐるみの子育て環境づくり」を基本理念とし、武蔵村山市次世代育成支援行動計画を策定いたしました。

計画の策定に際しましては、家庭における子育ての実態や子育て支援に関する要望・意見等の現状を把握するため、無作為に抽出した就学前児童と小学生の保護者を対象に「次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施いたしました。

本計画は、この調査の結果を踏まえ、原案を作成し、福祉、保健、教育等の関係機関及び市民の方を構成員とする「次世代育成支援対策行動計画検討協議会」の御意見を基に取りまとめたものであります。

今後も、子どもたちの明るい笑顔があふれる、子育てに最適な環境を備えたまちであることを実感していただけますよう、この計画を推進して参る所存であります。

平成17年3月

武蔵村山市長 荒井三男

計画の性格

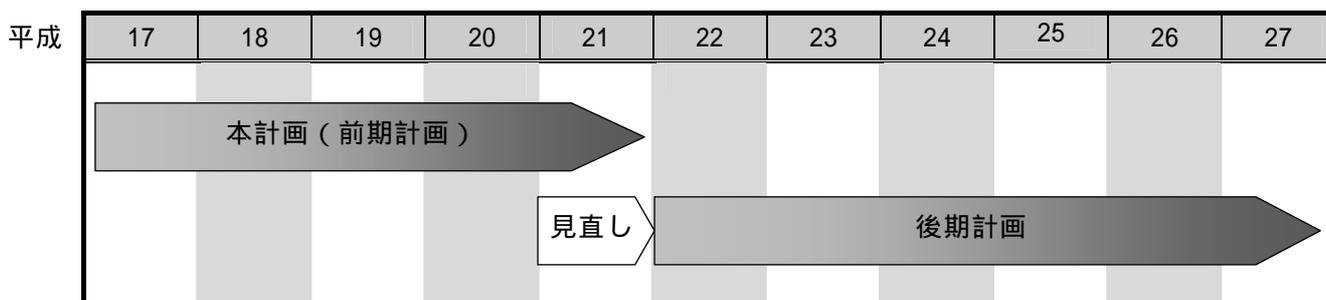
本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により策定したもので、すべての子育て家庭と子どもたちを対象に、本市がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したものです。

また、「武蔵村山市 第3次長期総合計画」等を上位計画として、既存の計画である「武蔵村山市母子保健計画」の理念も継承しており、母子保健、小児医療、児童福祉、教育、その他育児支援における環境整備等、次世代育成にかかわる施策を推進するためのものです。

さらに、本市の次世代育成支援対策を着実に推進していくために、本計画に基づいて市民一人ひとりをはじめ、各家庭や学校・地域・職場の積極的な取組みを促進するものです。

計画の期間

本計画の期間は、平成17年度を初年度とし、平成21年度を目標年度とする5年間の前期計画です。なお、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成21年度に必要な見直しを行い、平成22年度からの後期計画を策定しますが、武蔵村山市地域福祉計画に合わせるために後期計画は6年間とします。



基本理念と基本目標

本計画の実現に向けて、次の基本理念と5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本理念

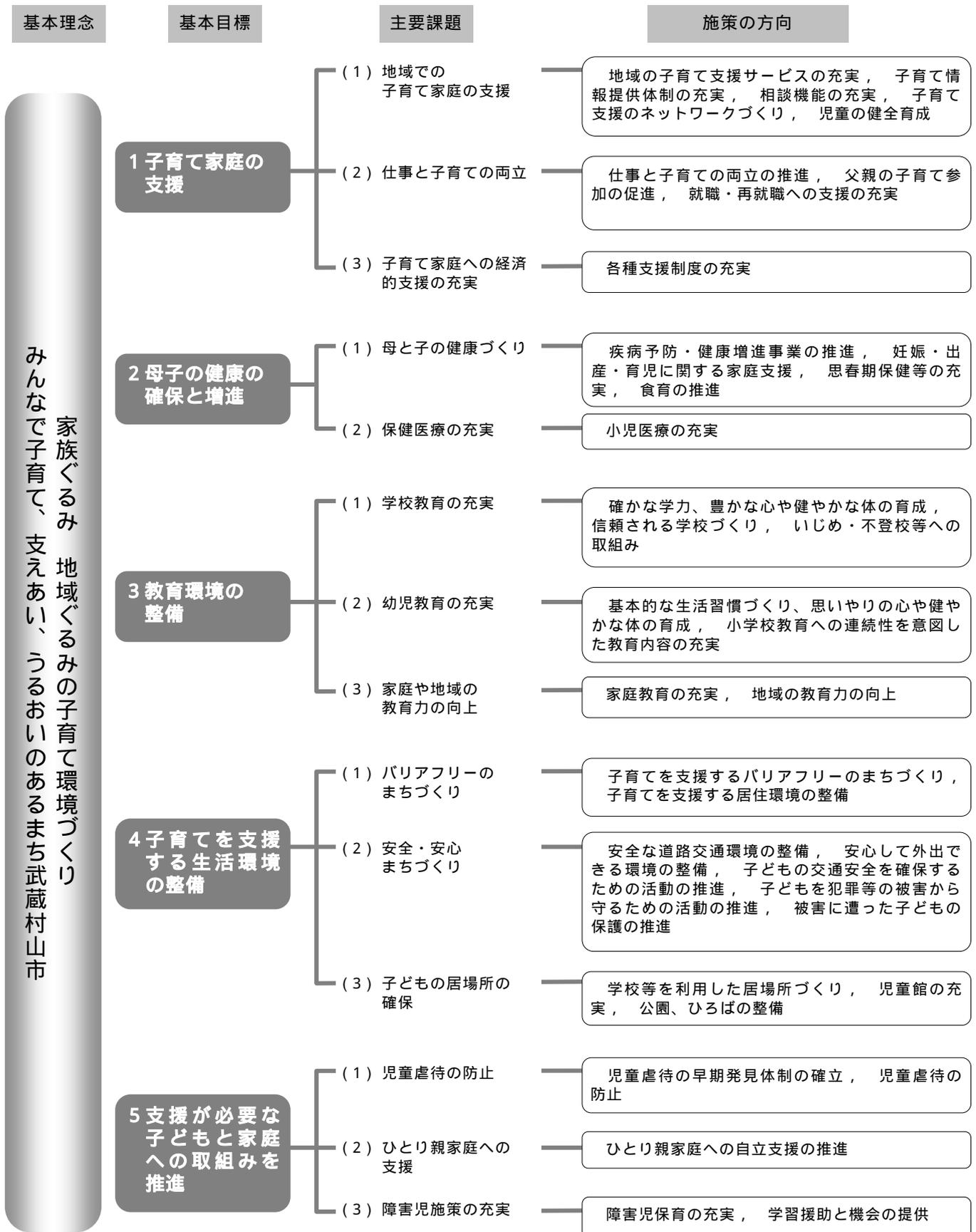
家族ぐるみ 地域ぐるみの子育て環境づくり
- みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市 -

基本目標

- 1 子育て家庭の支援
- 2 母子の健康の確保と増進
- 3 教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 支援が必要な子どもと家庭への取組みを推進

施策の体系

ここでは、計画を実施するうえで取り組んでいく施策の体系を示しています。



施策の方向の事業一覧

基本目標	主要課題	施策の方向	事業
1 子育て家庭の支援	(1) 地域での子育て家庭の支援	地域の子育て支援サービスの充実	1 認可保育所による通常保育事業
			2 延長保育事業
			3 低年齢児保育事業
			4 幼稚園における預かり保育事業
			5 一時保育事業
	子育て情報提供体制の充実	子育て情報提供体制の充実	6 休日保育事業
			7 病後児保育事業
			8 トワイライトステイ事業
			9 ショートステイ事業
			10 認証保育所事業
	相談機能の充実	相談機能の充実	11 保育室事業
			12 子ども家庭支援センター事業
	子育て支援のネットワークづくり	子育て支援のネットワークづくり	13 子育てセンター事業
			14 ファミリーサポートセンター事業
	児童の健全育成	児童の健全育成	15 民生委員児童委員活動
			13 子育てセンター事業(再掲)
			16 子育て支援情報の提供
			17 幼稚園における相談情報提供等事業
			13 子育てセンター事業(再掲)
			18 乳幼児育成指導事業
(2) 仕事と子育ての両立	仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立の推進	12 子ども家庭支援センター事業(再掲)
			13 子育てセンター事業(再掲)
	父親の子育て参加の促進	父親の子育て参加の促進	19 親子げんきスクール
			20 青少年問題協議会
			21 青少年補導連絡会
	就職・再就職への支援の充実	就職・再就職への支援の充実	22 青少年対策各地区委員会
			23 北多摩地区保護観察協会
			24 北多摩西地区保護司会武蔵村山分区補助金
			25 社会を明るくする運動実施委員会
			26 少年・少女スポーツ大会
			27 男女共同参画促進のための啓発事業
(3) 子育て家庭への経済的支援の充実	各種支援制度の充実	27 男女共同参画促進のための啓発事業(再掲)	
		28 ハローワーク求人情報の提供	
		29 求人情報相談の充実	
		30 資格・技能情報の収集と提供	
		31 転職・再就職講座の開催	
		32 国・都の機関との連携	
		33 児童手当	
		34 乳幼児医療費助成事業	
		35 私立幼稚園就園奨励費補助金	
		36 出産育児一時金	
		37 就学奨励費支給事務	
38 奨学資金			
39 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金			
40 私立高等学校入学資金貸付			
41 生活保護受給世帯に対する健全育成経費交付事業			

基本目標	主要課題	施策の方向	事業
2 母子の健康の確保と増進	(1) 母子の健康づくり	疾病予防・健康増進事業の推進	42 健康づくり推進協議会の設置
			43 健康コーナー
			44 母子保健連絡協議会の設置
			45 母子健康手帳の交付及び活用
			46 母親学級(パパとママのマタニティークラス)
			47 妊産婦健康診査
			48 先天性代謝異常等検査
			49 妊産婦・新生児訪問指導
			50 乳幼児健康診査
			51 育児相談
		妊娠・出産・育児に関する家庭支援	52 予防接種
			53 精密健康診査
			54 乳幼児歯科健康教室(かむかむキッズ)
			55 乳幼児歯科相談
			18 乳幼児育成指導事業(再掲)
			45 母子健康手帳の交付及び活用(再掲)
			47 妊産婦健康診査(再掲)
			50 乳幼児健康診査(再掲)
			56 保健指導票の交付
			57 妊娠中毒症等の医療給付
		思春期保健等の充実	58 入院助産
			59 母子栄養強化食品の支給
		食育の推進	60 住民活動従事者への支援
			61 産後支援ヘルパー事業
(2) 保健医療の充実		小児医療の充実	62 思春期の保健対策の強化
			63 離乳食教室
			64 学校給食の充実
			43 健康コーナー(再掲)
			65 休日急患診療事業
			66 休日準夜急患診療事業
			67 休日歯科急患診療事業

基本目標	主要課題	施策の方向	事業
3 教育環境の整備	(1) 学校教育の充実	確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成	38 奨学資金(再掲) 40 私立高等学校入学資金貸付(再掲) 68 青少年青年音楽活動団体講師派遣事業 69 学校週5日制対応事業 70 帰国子女等指導事業 71 学校プール指導事業 72 小・中学校健全育成事業 73 公立中学校総合体育大会 74 鑑賞教室 75 部活動補助事業 76 連合行事運営事業 77 野山北公園内水稲栽培 78 外国青年英語教育推進事業 79 武蔵村山市教育のつどい 80 中学校区実践活動推進事業 81 修学旅行・移動教室 82 健康診断事業
		信頼される学校づくり	83 学校教室等開放 84 学校いきいきプラン教員補助者派遣事業 85 部活動指導費助成事業 86 各種研修会 87 研究紀要の作成 88 小・中学校教育研究会奨励事業 89 市立学校校内研究奨励事業 90 21世紀における学校のあり方に関する懇談会 91 学校施設整備事業
		いじめ・不登校等への取組み	92 教育相談室 93 適応指導教室
	(2) 幼児教育の充実	基本的な生活習慣づくり、思いやりの心や健やかな体の育成	94 幼児対象子育て支援事業 95 おはなしの会
		小学校教育への連続性を意図した教育内容の充実	96 幼稚園、保育所及び小学校との連携
	(3) 家庭や地域の教育力の向上	家庭教育の充実	46 母親学級(パパとママのマタニティークラス)(再掲) 97 「家庭の日」普及活動
		地域の教育力の向上	69 学校週5日制対応事業(再掲) 83 学校教室等開放(再掲) 98 世代間交流の促進 99 青少年健全育成講演会 100 青少年リーダー研修会 101 ヤングリーダー研修会 102 青少年・青年吹奏楽団の育成支援 103 図書館資料の充実

基本目標	主要課題	施策の方向	事業		
4 子育てを支援する生活環境の整備	(1) バリアフリーのまちづくり	子育てを支援するバリアフリーのまちづくり	104 公共的建築物のバリアフリー化 105 道路環境の充実 106 路線バス等の利用環境の充実		
		子育てを支援する居住環境の整備	107 賃貸住宅の供給促進		
	(2) 安全・安心まちづくり	安全な道路交通環境の整備	108 都市核地区土地区画整理事業		
		安心して外出できる環境の整備	109 安全・安心パトロール活動の推進		
		子どもの交通安全を確保するための活動の推進	110 児童・生徒に対する交通安全教育の推進 111 交通安全教育等実施 112 乳幼児補助装置貸出事業 113 学童交通擁護員		
		子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	109 安全・安心パトロール活動の推進(再掲) 114 子どもを守るための活動の推進 115 東大和地区防犯協会補助金 116 防犯対策推進費自治会交付金		
		被害に遭った子どもの保護の推進	114 子どもを守るための活動の推進(再掲) 117 交通災害共済事業		
	(3) 子どもの居場所の確保	学校等を利用した居場所づくり	118 学童クラブ 119 保育所の園庭開放 120 幼稚園における園庭・園舎の開放 121 学校校庭等開放		
		児童館の充実	122 児童館合同事業 123 児童館の充実 124 児童館		
		公園、ひろばの整備	125 児童遊園・運動広場の整備		
5 支援が必要な子どもと家庭への取組みを推進	(1) 児童虐待の防止	児童虐待の早期発見体制の確立	126 児童虐待防止のネットワーク事業 127 児童虐待防止マニュアル作成		
		児童虐待の防止	12 子ども家庭支援センター事業(再掲) 127 児童虐待防止マニュアル作成(再掲) 128 被害児童カウンセリング		
	(2) ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への自立支援の推進	129 ひとり親家庭ホームヘルパー派遣事業 130 児童扶養手当 131 児童育成手当 132 母子生活支援施設保護 133 ひとり親家庭小・中学校入学児童入学準備金 134 ひとり親家庭医療費助成事業 135 養育家庭への支援活動のPR普及 136 ひとり親家庭への各種制度のPR普及		
			(3) 障害児施策の充実	障害児保育の充実	137 心身障害者(児)医療費助成事業 138 特別障害者手当等 139 心身障害者(児)福祉手当 140 心身障害児通所訓練
				学習援助と機会の提供	131 児童育成手当(再掲) 141 特別児童扶養手当 142 介助員 143 心身障害学級

基本目標 1

子育て家庭の支援

主要課題

(1) 地域での 子育て家庭の支援

子育て情報の提供、相談体制を充実するとともに、親同士の交流ができる場を提供し、子育て仲間の輪を広げます。さらに、地域で子育てを支援する人材、団体を育成し、地域子育て支援サポートシステムの基礎を築いていきます。

主要課題

(2) 仕事と子育ての 両立

子育て中の男女の多様な働き方や父親の子育て参画の促進などについて、事業所の理解と協力を求めていくとともに、男女共同の家庭づくりの重要性を啓発し、男性の家事参加の促進を図ります。

主要課題

(3) 子育て家庭への 経済的支援の充実

医療費の助成、養育費・教育費の負担軽減など、子育て家庭を経済的に支援していきます。

基本目標 2

母子の健康の確保と増進

主要課題

(1) 母と子の 健康づくり

女性には、母性機能があるため、ライフステージの各段階に応じた健康づくりが必要です。

特に、妊産婦は、妊娠、出産、育児に対して何らかの不安を抱えているケースが多く、子育てに関する正確な情報提供や適切な助言を行うことにより、母親の子育てを支援していくことが課題です。

さらに、乳幼児の病気の予防や早期発見に努め、子どもを病気から守ることも重要な課題といえます。

主要課題

(2) 保健医療の充実

地域のかかりつけ医をもつよう奨励するとともに、休日・夜間の救急医療体制の充実に努めます。

基本目標 3

教育環境の整備

主要課題

(1) 学校教育の充実

子どもが個性を發揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、個性ある教育の推進と基礎学力の向上を図ります。

主要課題

(2) 幼児教育の充実

幼児教育の充実の観点から、幼児教育振興事業を推進し、幼稚園、保育園及び小学校との間で教育・育成目標の連続性を図り、連携を強化します。

主要課題

(3) 家庭や地域の 教育力の向上

楽しい子育てを実現する学習機会を充実し、家庭の子育て力・教育力の向上を支援します。

また、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、地域住民の関心を喚起して地域全体で子どもの健全育成を進める体制をつくります。

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

主要課題

(1) バリアフリーのまちづくり

子育て世帯が安心して外出できるよう、道路や公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化を一層促進するとともに、子ども連れの人々が安心して利用できる公共施設などの設備改善を図ります。

主要課題

(2) 安全・安心まちづくり

子どもが交通事故被害に遭わないよう、スクールゾーンを含めたわかりやすい通学路の標示、歩道及び防護柵の設置などの整備を進めるとともに、幼少時からの交通安全教育を推進し、自ら身を守る意識を育てます。

また、防犯灯の設置や地域の子どもは地域で守る意識を醸成し、犯罪から子どもを守る活動を地域と協働して進め、子どもが犯罪被害に遭わない、安全・安心まちづくりを推進します。

主要課題

(3) 子どもの居場所の確保

子どもの「居場所づくり」を含めた子どもの遊び場についての検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動をしやすい環境を整えることを推進します。

基本目標 5

支援が必要な子どもと家庭への取組みを推進

主要課題

(1) 児童虐待の防止

児童虐待防止法の周知を図り、児童の虐待の防止に努めるとともに、関係機関と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応、アフターケアを図ります。

主要課題

(2) ひとり親家庭への支援

子どもの健やかな成長を妨げることがないように、母子家庭、父子家庭へ福祉サービスなどの支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭の自立を支援します。また、個々の家庭状況に合った子育てサービスの情報提供、相談に努め、きめ細かな支援を行います。

主要課題

(3) 障害児施策の充実

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、障害児の学習援助と機会を提供し、地域で一緒に育つノーマライゼーションの実践を目指します。

特定目標事業量

本計画では、次の数値目標を掲げ、子育て環境の整備を推進します。

事業番号	子育て支援サービス	平成16年度 実施事業量		平成21年度 目標事業量	
		1	通常保育事業	設置 定員	11か所 1,626人
2	延長保育事業	設置 1時間 2時間	3か所 2か所	設置 1時間 2時間	3か所 3か所
5	一時保育事業	設置 定員	1か所 6人	設置 定員	4か所 24人
6	休日保育事業	設置 定員	0か所 - 人	設置 定員	1か所 12人
7	乳幼児健康支援一時預かり事業 (病後児保育(施設型))	設置 定員	0か所 - 人	設置 定員	1か所 4人
8	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	設置 定員	0か所 - 人	設置 定員	1か所 10人
9	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	設置 定員	0か所 - 人	設置 定員	1か所 2人
118	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	設置 定員	8か所 420人	設置 定員	10か所 540人
14	ファミリーサポートセンター事業	設置 登録	0か所 - 人	設置 登録	1か所 400人
12	子ども家庭支援センター事業	設置	1か所	設置 (先駆型に)	1か所
13	地域子育て支援センター事業(B型)	設置	1か所	設置	1か所
13	子育てひろば事業(A型)	設置	3か所	設置	3か所
61	産後支援ヘルパー事業	年間派遣回数 - 回	- 回	年間派遣回数 240回	240回
126	虐待防止ネットワーク事業	整備	0か所	整備	1か所

* 1 厚生労働省及び東京都から示された特定目標の事業項目。

* 2 先駆型とは、虐待家庭等に対する見守りサポートと虐待を未然に防止するための虐待防止支援訪問事業を追加実施するもの。

計画の推進体制

本計画をより実効性のあるものとするため、以下の取組みを行っていきます。

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、全庁的に施策を推進してまいります。

また、児童相談所や保健所、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取組みを図ってまいります。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進を目指します。

(3) 計画の見直し

本計画は、前期の行動計画であるが、実施状況さらには社会情勢の変化等を踏まえ、平成21年度に必要な見直しを行い後期計画を策定します。

2 市民との協働

(1) 市民との協働体制の推進

本計画の推進にあたっては、市民と行政の協働体制が不可欠です。

子どもにかかわる民間団体と連携を図るとともに、地域、市内の企業・事業所等との連携も図りながら推進をします。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容については、広報紙やホームページ等により、広く市民に周知するとともに、実施状況について毎年度、公表してまいります。

武蔵村山市次世代育成支援行動計画 (概要版)

- みんなで子育て、支えあい、
うるおいのあるまち武蔵村山市 -

平成17年3月発行

発行 武蔵村山市

編集 武蔵村山市健康福祉部児童福祉課

〒208-8501 武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 (042) 565-1111 (代表)
